

※木津町区は安全で安心して住める街づくりを遂行する為「木津川市〇〇〇〇地内宅地造成・集合住宅(分譲住宅)等開発協議添付資料一覧」の様式を引用しています。

木津川市木津町区地内宅地造成・集合住宅(分譲住宅)等開発協議添付資料一覧

(申請者：木津太郎)

(代理者：加茂一級建築士事務所 山城次郎)

R 6. ● ●

確認欄	添付図書	備考	コメント欄
(1)	<input type="checkbox"/> 開発計画事前協議申請書	<input type="checkbox"/> 実印 <input type="checkbox"/> 印鑑証明	
(2)	<input type="checkbox"/> 開発計画説明書		
(3)	<input type="checkbox"/> 委任状		
(4)	<input type="checkbox"/> 開発行為に関する施行同意書	<input type="checkbox"/> 共有者 (<input type="checkbox"/> 実印 <input type="checkbox"/> 印鑑証明) <input type="checkbox"/> 乙区権利 (銀行等) (<input type="checkbox"/> 実印 <input type="checkbox"/> 印鑑証明 <input type="checkbox"/> 資格証明 <input type="checkbox"/> 代表者事項証明)	
(5)	<input checked="" type="checkbox"/> 排水施設等接続に関する協議経過書 (土地改良区、水利組合)	区画整理事業地内は不要	
(6)	<input checked="" type="checkbox"/> 地元区長・町内会長等の開発行為に関する協議についての経過書	地区名： 地域長： ● 同意 ● 経過書 <input checked="" type="checkbox"/> 全ての隣接地所有者 ● 同意 ● 経過書 ※同意を得られない場合、誠意をもって、必要十分な協議をし尽くしたかどうかを確認。	
(7)	<input type="checkbox"/> 関係課・関係機関等との開発行為に関する協議についての経過書	<input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 危機管理課 <input type="checkbox"/> 社会福祉課 <input type="checkbox"/> 高齢介護課 <input type="checkbox"/> 環境課 <input type="checkbox"/> 農政課 <input type="checkbox"/> 観光商工課 <input type="checkbox"/> 管理課 <input type="checkbox"/> 業務課 <input type="checkbox"/> 工務課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 文化財保護課 <input type="checkbox"/> 学研企画課 <input type="checkbox"/> 相楽中部消防本部 <input type="checkbox"/> 山城南土木事務所 建築住宅課 (第29条等がギリギリ絡む案件の場合等) <input type="checkbox"/> 山城南保健所 (3,000 m ² 以上の形質変更、埋立など) <input type="checkbox"/> 都市計画課	
(8)	<input type="checkbox"/> 土地の登記簿謄本及び土地調書		
(9)	<input checked="" type="checkbox"/> 地積図又は公図 (写し)		
(10)	<input type="checkbox"/> 他法令に関する許可書		
(11)	<input checked="" type="checkbox"/> 開発区域位置図		

確認欄	添付図書	備 考	コメント欄
(12)	<input checked="" type="checkbox"/> 現況平面図		
(13)	<input checked="" type="checkbox"/> 造成計画平面図、横断図		
	<input type="checkbox"/> 土量計算		
	<input checked="" type="checkbox"/> 土地利用計画図		
(14)	<input checked="" type="checkbox"/> 求積図		
(15)	<input checked="" type="checkbox"/> 給水計画平面図		
	<input checked="" type="checkbox"/> 排水計画平面図		
	<input checked="" type="checkbox"/> 汚水計画平面図		
(16)	<input checked="" type="checkbox"/> 流域図（位置図・平面図）		
	<input type="checkbox"/> 流量計算書		
(17)	<input checked="" type="checkbox"/> 道路・排水施設・擁壁等の各構造図及び計算書		
(18)	<input checked="" type="checkbox"/> 防犯灯、消火栓、消火栓標識、電柱、カーブミラー等の配置位置図及び詳細図		
(19)	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物平面図・立面図・断面図	<input checked="" type="checkbox"/> 建物配置図	
(20)	<input checked="" type="checkbox"/> 官民境界確定図		
(21)	<input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 公安協議用図書（新設道路が出来る場合） <input type="checkbox"/> 用途界明示図 <input type="checkbox"/> 都計道路明示図 <input type="checkbox"/> 敷地外駐車場	

※：申請者の方は、赤並びに赤字表示は、木津町区に必ず説明して下さい。

木津町（木津）

他開発工事協定書(案)

令和 年 月 日

甲：木津町区

乙：

工事協定書(案)

木津町区(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)とは、木津川市木津宮ノ内にて乙が行う開発工事及び建築工事(以下「本工事」という。)に関し、下記のとおり協定したので本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上各自その1通を保有する。

記

1. 工事期間

開発工事は令和 年 月 日から令和 年 月 日、建築工事は令和 年 月 日から令和 年 月 日とする。

但し、上記の期間内に工事が完了しない場合、乙はその旨を甲に通知し了解を得る。
作業時間は次の通りとする。

2. 作業時間

- (1) 大きな騒音や振動が発生する大型重機を使用する工事については、平日 午前8時15分から準備、8時30分から作業開始、午後6時00分まで作業、後片付けして6時30分退出(日祭日は作業を行わない)
- (2) 木工事、内装工事、設備工事等騒音や振動が比較的少ない工事については、平日午前8時00分から準備、8時15分から作業開始、午後6時00分まで作業、6時30分退出(日曜日は作業を行わない)
但し、清掃・巡回見回り等は除く。
尚、次の理由によって作業時間または休日を変更する場合は、事前に甲に通知し了解を得る。
- (3) 建築工事に使用する大型特殊車両は、平日午前7時30分までに搬入する。
- (4) 工事施工上、安全対策上の理由により、作業を中断することができない場合。
- (5) 緊急対策、保安対策または災害対策等、実施せざるを得ない場合。

3. 安全の確保

乙は本工事の安全対策として、次の処置を講ずる。

- (1) 工事場所は、小学生の通学路であるため、事故等のないよう工事完了まで大型車両及び資材の搬出入時はガードマンを配置し、近隣住民及び第三者に対する安全には十分配慮する。
- (2) 工事用車両及び工事関係者の駐車については、駐車場を確保し、付近の道路には駐車しない。
- (3) 周辺道路の工事運搬車両の運行は時速20kmもしくは徐行運転を厳守とする。
また、建築工事資材等の搬入は別添のルートとし、車両のドライバーには、交差点での一旦停止を厳守し安全運転を心がけるよう事業者として徹底した指導行う。
- (4) 工事車両は4t車とする。
- (5) 特殊車両の搬出入の日時は、当該工事着手が決まり次第所轄警察署と打ち合わせの上、指定された日時とする。(日時が決まり次第、掲示・回覧等により地域長にはもとより近隣住民に知らせる。)
- (6) 進入完了後車両のエンジンは極力止めるものとする。
- (7) 建築建物の周辺には防護シートをめぐらし、周辺の民家や道路に近い部分については落下物を遮蔽する遮蔽壁を設置する。

4. 騒音、振動対策

乙は本工事に伴う騒音・振動を最小限に抑制するため、次の処置を講ずる。

- (1) 工事にあたっては、騒音規制法、振動規制法に基づいて関係官庁に届出を行い、その承認のもとに作業を行う。また低騒音・低振動の機械を使用する等出来るだけ甲に迷惑をかけないよう配慮する。
- (2) 工事の工程管理を綿密に実行し、ダンプトラックなど工事関係車両の待機数、及び時間を必要最小限に設定する。
- (3) 本工事に起因し、甲らの生活を妨害するなどの問題が発生した場合工事を一時中止し、直ちに妨害を排除し現状を回復する。

5. 衛生管理

乙は本工事に伴う周辺住民の衛生面から、次の処置を講ずる。

- (1) 周辺道路の清掃。
- (2) 木工事によるおがくず、ハツリによるコンクリート等の微粒子が発生するものは飛散を押さえて作業する。

6. 仮設工事

仮設トイレ（水洗式）は、造成工事中並びに建築工事中設置する。

7. 火災予防対策

火気を使用する作業を行う場合、管理責任者を定め、消火設備の整備を行うなど防火体制を固め万全を図る。

8. 作業規律

- (1) 工事期間中には、甲と工事関係者との間において紛争問題が生じないよう権限を有す工事責任者の連絡先を記載して、甲との窓口を担当させると共に工事関係者に良識ある作業規律を遵守させる。
- (2) 乙は、本工事中の現場の連絡先・担当者を、甲に書面にて報告するものとする。
- (3) 夜間の緊急連絡の方法および連絡先を明示する。

9. 報告の義務

乙は甲に原則として別添工事の工程表の変更が生じた場合はその内容を事前に甲に書面にて報告し承諾を得るものとする。

10. 損害の修復・賠償

乙は本工事により甲の器物及び財産（営業上の財産も含む）に損害を与えた場合は、原状回復のため、乙の負担にて修復を行うものとし、修復が不可能な場合、甲、乙が協議し、その損害を賠償する。

甲の申し出、あるいは予め予想される問題については、その損害の認定のため本工事の着工前に連絡の上、甲の申し出た事例について事前の調査を行う。また、甲の希望により損害の認定に甲の査定人立ち合わせることができる。なお、甲、乙との間で損害額に相違がある場合、甲の査定人の損害額を優先させる。

11 管轄裁判所の指定

本工事にかかる紛争については、甲の居住地の裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

12. 罰則

この協定を乙が違反した場合は、甲は即刻工事の中止を申し入れ、甲・乙協議の上今後の対策を講じるものとする。

13. その他

- (1) 当団地は自治会を立ち上げ、入居者は自治会に加入する。
- (2) 敷地内に防犯灯を25m毎もしくは電柱毎に設置する。（設置場所は、甲・乙並びに市担当課と協議の上とする。）
- (3) 敷地内道路の出口の対面にはカーブミラーを設置する。（設置場所は、市担当課と協議の上とする。）
- (4) 敷地内道路の出口には停止誘導線を明記する。
- (5) 前面既設道路との接続による新たな交差点部には、T字或いは十字ラインを明記すること。
- (6) 乙は開発工事が完了した時は、甲に報告する。
- (7) 乙は建築工事着手前に、甲に建築工事工程表ならびに工事計画書を新たに提出し着手する。
- (8) 当該物件の開発行為の同意書の発行は本協定書の締結後とする。
- (9) 上記の定めのない事項については、本協定に定める定例会議において甲、乙が協議して決定するものとする。

以上

別添資料

1. ガードマン配置図
2. 搬出入運行計画図（土木工事及び建築工事）
3. 現場組織図：夜間緊急連絡方法及び連絡先、工事責任者氏名及び連絡先
4. 施工手順、工事工程表
5. 計画平面図・横断図・構造図・縦断図・詳細図・区角割図

令和 年 月 日

甲

Ⓜ

乙

Ⓜ

同意書

会社名
代表者 殿

今般、木津川市木津町（木津）〇〇〇〇番地において貴社が行う開発工事並びに建築工事について、工事協定書が締結したので工事着工を同意します。

令和〇〇年 〇月〇〇日

木津町区地域長
住所
氏名

⑩